

君高支第353号
令和3年5月7日

市内高齢者施設・事業所 代表者 様

君津市保健福祉部高齢者支援課長

運営規程に係る変更届出書の提出について（通知）

日頃、本市の高齢者福祉行政の推進にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。
さて、介護サービス事業者は、運営規程に変更があった場合は、その変更があった日から10日以内に届け出なければなりません。令和3年3月30日付「社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」中間とりまとめを踏まえた対応について（その2）」により示された通知の趣旨を踏まえ、下記のとおりのお取扱いとします。

記

1 運営規程の「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更

運営規程の変更のうち、「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係るものについては、年1度の届出でよいものとします。

変更の基準日を6月1日時点としますので、前年と当年の6月1日の状況を比較して変更がある場合は、6月30日までに届出をお願いします。

なお、新規指定から1年未満の事業所については、新規指定時と当年の6月1日の状況を比較して変更がある場合は、届出をお願いします。

2 運営規程のうち、介護保険制度の改正や報酬改定に伴う変更

運営規程の変更のうち、介護保険制度の改正や報酬改定に伴うものについては、届出を不要とします。

ただし、それ以外の事項の変更がある場合については、取扱いに変更はありませんので、変更のあった日から10日以内に届出をお願いします。（従業者の職種、員数及び職務の内容に係る変更を除く）

【問い合わせ先】

君津市保健福祉部高齢者支援課

介護事業支援係

電話 0439-56-1736

FAX 0439-56-1220

E-mail kourei@city.kimitsu.lg.jp